

令和6年度整備

地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型）
事業者募集要項

令和6年5月

東員町健康長寿課

【募集概要】

東員町では、高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画において、在宅医療等、医療ニーズのある高齢者に対応可能な基盤として、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型）の整備を位置付けましたので、令和6年度において指定を希望する事業者を次のとおり募集します。

1. 募集するサービスの種類

地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型）

※外部サービス利用型でない一般型とします。

特定施設入居者生活介護とは、特定施設（※）に入居する要介護者に、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練等を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするサービスです。

（※）特定施設…有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
（今回の募集には、養護老人ホーム、軽費老人ホームは含みません。）

2. 募集する入居定員数

20人程度

3. 整備、開所時期

令和6年度中の整備、令和7年4月開設とします。

4. 施設の整備形態

新築、増改築、既設を問いません。

5. 募集期間

令和6年6月3日（月）から令和6年7月3日（水）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く）

受付時間 午前8時15分から午後5時まで

6. 提出書類等

（1）地域密着型特定施設入居者生活介護事業者選定・事前協議書（様式1）

（2）地域密着型特定施設入居者生活介護事業者選定・事前協議調書（別添1）

（3）従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添2）

提出部数 1部

7. 提出先

東員町 健康長寿課

員弁郡東員町大字山田1600番地 東員町役場庁舎 1階 7番窓口

※電話で予約のうえ、来庁して提出してください。

8. 留意事項

- (1) 募集期間経過後の提出資料及び書類の差し替えはできませんのでご了承ください。
- (2) 提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出書類のほかに追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 提出書類作成時には次の点に留意してください。
 - ①提出書類をファイルに綴ること。
 - ②全体の目次を付けること。
 - ③目次の順番は、事前協議書（様式1）、事前協議調書（別添1）、添付書類1、2、3…
 - ④項目（事前協議書、事前協議調書、添付書類1、2、3…）ごとに仕切り紙をはさむこと。
 - ⑤仕切り紙ごとにインデックスを付けること（番号表示のみは不可）。
 - ⑥用紙は原則A4版で作成し、図面などA4版サイズを超えるものは折りたたむこと。
- (5) 介護保険法等の関係法規、関連する省令等に定められた基準を遵守すること。
- (6) 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令の基準を満たし、かつ手続きを遵守する計画であること。
- (7) 開発を伴う施設整備を行う場合、申請予定地については、原則として抵当権など所有権以外の権利が設定されておらず、かつ、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の規制に抵触しないものであることが前提となります。また、各法令の制限に抵触する場合には、制限が解除又は除外されることが確実であることが必要です。

なお、関係法令に関して開発の制限を受ける場合は、関係部局と事前に協議（注1）を行い、あらかじめ当該計画が実現可能であると確認をとっていること。

注1 建築のための各種法規制の有無については、法人自らが所管官庁の担当部局に確認いただき、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者選定・事前協議調書（別添1）を作成して提出すること。

（別添1）において未記入の箇所がある場合や内容が十分に確認できない場合は、事前協議書を受理しないことがありますので御注意ください。

なお、所管官庁の担当部局への確認結果については確認年月日、担当者名と共に確認内容を記録すること。

- (8) 申請予定地の地域住民（居住している住民のほか、自治会等の組織）、隣接地の地権者（道路や水路等を隔てた地権者を含む。）に対し、事業内容等について十分に説明を行い、その記録を提出すること。なお、地域住民への説明にあたっては「あくまでも高齢者施設整備の応募のための説明であり、施設の整備が確定しているものではない。」ことを十分に説明すること。

9. 事業予定者の選定方法

(1) 事業予定者の選定方法

募集する入居定員数の上限を上回る応募があった場合は、事業希望者を対象に選定を行います。

事業者の選定は、町が設置する委員会の審査に基づき、町長が行います。

(2) 審査の方法

事業希望者が提出する「事前協議書」等に基づく書類審査及びヒアリング（必要に応じてプレゼンテーションあり）による審査を行います。（ヒアリングの日程等については、後日連絡します。）

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、応募のあった事業者にも文書で通知します。

(4) 選定結果の公表

決定した事業予定者の名称は公表します。

10. 問い合わせ先

東員町 健康長寿課

511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

電話 0594-86-2823（直通）

FAX 0594-86-2851

E-mail kenkou@town.toin.lg.jp